

イーレックス株式会社 (erex) からエバーグリーン・マーケティング株式会社 (egm) への
事業承継に伴う電気需給約款の変更内容一覧

条項	erex	egm
45. 保安の責任	<u>当社は、計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。</u>	(削除)
46. 保安等に対するお客さまの協力	<p>46. 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>当社および送配電事業者の電気工作物</u>に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、<u>それが当社の計量器もしくは送配電事業者の設備</u>に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物</u>等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。</p>	<p>45. 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の(削除)送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、(削除)送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが(削除)送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。</p>
47. 反社会的勢力との取引排除	47. 反社会的勢力との取引排除 (略)	46. 反社会的勢力との取引排除 (略)

<p>48. 契約の解除</p>	<p>48. 契約の解除 当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、37 (需給契約の廃止) によらず需給契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力 (以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。) であると判明した場合</p> <p>(2) お客さまが、47 (反社会的勢力との取引排除) の表明保証に反していることが判明した場合。</p> <p>(略)</p>	<p>47. 契約の解除 当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、37 (需給契約の廃止) によらず需給契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力 (以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。) であると判明した場合</p> <p>(2) お客さまが、46 (反社会的勢力との取引排除) の表明保証に反していることが判明した場合。</p> <p>(略)</p>
<p>49. お客さま情報の共有</p>	<p>49. お客さま情報の共有 (略)</p>	<p>48. お客さま情報の共有 (略)</p>
<p>26. 電気の使用に伴うお客さまの協力(1)</p>	<p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(略)</p>	<p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または(削除) 他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(略)</p>
<p>27. 供給の停止 (1)</p>	<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、<u>送配</u></p>	<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者(削除) の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、(削除) 送</p>

	電事業者 <u>または当社</u> に損害を与えた場合	配電事業者 (削除) に損害を与えた場合
33. 損害賠償の免責 (4)	(4) 27 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または40 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合、 48 (契約の解除) によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(4) 27 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または40 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合、 47 (契約の解除) によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
37. 需給契約の廃止 (2)、(3)	(2) 需給契約は、40 (解約等)、 48 (契約の解除) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます。) により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (3) 40 (解約等) または 48 (契約の解除) によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。	(2) 需給契約は、40 (解約等)、 47 (契約の解除) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます。) により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (3) 40 (解約等) または 47 (契約の解除) によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。
附 則 1. この需給約款の実施期日	この需給約款は、2019年 <u>4</u> 月1日から実施いたします。	この需給約款は、2019年 <u>7</u> 月1日から実施いたします。
別表 3. 燃料費調整 (2)	※関西 (旧燃調) につきましては2018年11月までの適用となります。 ※関西 (新燃調) につきましては2020年6月までの適用とな	(削除)

	<u>ります。</u>	
版（最後のページ）	<u>eREX co., ltd.</u> <u>Ver.09</u>	Evergreen Marketing Co., Ltd. Ver.01

以上